

カフェテリアプラン利用補助金請求書（上限8,000円用）

種別コード	0	2
一般財団法人 長崎県教職員互助組合理事長 様 下記のとおり請求します		
令和 年 月 日		
所属名		
組合員番号	氏名	※5号組合員(掛金なし)は対象外
		携帯電話

識別コード	4	0	2	0	
区分	項目番号	メニュー(項目)	利用者条件	利用(購入)年月日	利用(購入)金額
(例)	○	○ [← 区分、項目番号に○をつける]	本人 扶養本人+ 扶養家族 <small>【必ずチェックを入れること】</small>	令和 年 月 日 <small>・複数ある場合はすべて記入 ・実施日、利用日が対象期間内であること。</small>	○○○○○円 <small>【送料、手数料、ポイント 値引き分など助成対象外 は控除して記入】</small>

以下は【上限8,000円メニュー】です。助成対象品目・内容は裏面に記載（記載がないものは全て対象外）
※10,000円メニューと組み合わせる場合は、混合用の請求書で請求してください。

リフレッシュ活動	1	旅行経費 <small>※宿泊時は人数を記入(領収証等でわからない場合のみ)</small>				※利用日・宿泊日等を記入	円	大人 人
	3	スポーツ・文化鑑賞チケット購入費				※参加日・鑑賞日を記入		円
	4	レクリエーション・文化施設等利用費				※利用日を記入		円
	5	スポーツ活動費・用品購入費 <small>※用品とは野球グローブなど専門用品のみ (競技用シューズや道具以外、衣料品は対象外)</small>				※領収証等で専門用品である ことがわかること		円
自己啓発	1	自己啓発費						円
	4	イベント参加費						円
	5	ボランティア活動費						円
生活支援	1	介護・看護支援費						円
	3	子育て支援費 <small>※一時預かりでない保育園等の保育料・月謝は対象外</small>						円
	5	防災用品購入費						円

- ※利用者条件
- ・本人=組合員本人のみが利用できるもの
 - ・本人+扶養家族=組合員本人と扶養家族で利用できるもの
 - ・扶養家族=扶養家族だけでも利用できるもの

合計金額	円
請求金額	円
100円未満切り捨て	

領収書等を裏面に貼付してください。

備考	
・領収書名義が本人と異なる場合、続柄を記入してください。(続柄) ・添付書類の不備について (添付書類だけでは、利用(購入内容)が確認できない場合は、こちらに記入)	

【領収証の例】

・上様は不可
・本人以外の場合は備考に続柄を記載
(Web申請は伝達事項に入力)すること

領収書

① (重要) 互助 花子 様

② (重要) ウォーキングシューズとして

株式会社 ○○○○ ③

④ 金 10,000 円

⑤ 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

・対象期間(4/1~3/31)内に
利用(購入)していること

・請求額に値引き分やポイント支払
分、レジ袋代を含めないこと

・利用(購入)した施設名等が記載されて
いること

ただし、品代や商品代と記載されている場合や、
品番のみ記載されている場合は、余白に
内容を補記してください。(具体的に!)
その内容が裏面の助成対象品目・内容に
あるか確認してください。
例:「スポーツウェア」はありません
ので、対象外です。

・レシート等宛名がない場合は余白に必ず自署すること!

必ず、①氏名 ②内容
③利用(購入)した施設名 ④金額
⑤利用(購入・搭乗・公演等)の日付
が記載されている領収書等を添付して
ください。

【提出先】
〒850-8566
長崎市尾上町3-1 県教育庁福利厚生室内
(一財)長崎県教職員互助組合

領収書貼付欄 及び 領収書内容チェック

- 原則「領収書原本」を添付してください。（原本の添付ができない場合に限りコピー可）
- 宛名がないレシート等を利用する場合は、申請者の氏名を空きスペースに記入してください。
- 購入したものがカフェテリアプラン助成対象品とわかる領収書等を添付してください。
※型番のみのレシートなどは対象品かどうか判別できません。
- イベント、コンサートのチケットや、乗り物（飛行機等）の領収証・チケット半券の場合、
公演・講演・搭乗日が対象年度か確認してください。
※半券に利用日・金額等が記載されていない場合は、わかる書類と一緒に添付すること。
- 支払い証明として、通帳のコピーやスマートフォンのスクリーンショットを利用する場合は、
支払い者名義がわかる部分も添付してください。
- 審査は受け付けた翌月に行います。最終請求締切月（4月）に申請した場合は審査が
5月（翌年度分の受付開始月）になることから審査時に不備などにより対象外となった場合に、
訂正や再請求ができません。
余裕をもって請求してください。

■上限8千円の助成対象品目・内容（以下に記載のないものは全て対象外）

リフレクシユ活動	①旅行経費	本人 同伴	○交通費（JR等券代・航空券代・フェリ代・バス代、有料道路通行料）、レンタカー代、バックツアー参加費 ○施設の宿泊料、宿泊に伴う駐車場料金、キャンプ場等のコテージ等利用料 ※組合員同伴での扶養家族分は対象、扶養家族のみや扶養家族以外の同行者分は対象外
	③スポーツ・文化鑑賞チケット購入費	本人 同伴	○各種スポーツ観戦料（年間パスポート含む） ○音楽（コンサート等）、演劇、演芸、伝統芸能、舞踏、講演会、映画鑑賞のチケット代 ※シーズン券、年間パスの対象期間は、購入日時点を基準とする
	④レクリエーション・文化施設等利用費	本人 同伴	○水族館、動植物園、遊園地、テーマパーク、サーカス、日帰り温泉・銭湯、展覧会、保養施設、海の家等レジャー施設の入場料・利用料・入会費・年会費 ○美術館、博物館、神社仏閣等文化芸術施設の入場料・入館料 ○陶芸体験、潜水体験、マリンスポーツ体験など各種体験料金、釣りの渡船料や入漁料などの利用料 ※シーズン券、年間パスの対象期間は、購入日時点を基準とする
	⑤スポーツ活動費・用品購入費	■	【スポーツ活動費】 ○スポーツ施設（テニスコート、ゴルフ場、スキー場、スケート場、プール、マリンスポーツ施設、体育館、野球場、陸上競技場、トレーニングジム、ボウリング場、卓球場、乗馬施設等）の入場料及び利用料金、回数券購入費 ○各種スポーツクラブ、健康づくり各種教室（体操教室、ダンス教室、スポーツ教室、スイミングスクール等）の入会金・会費・受講料 ○スポーツ大会（マラソン大会、ウォーキング大会等）の参加費 ※シーズン券、年間パスの対象期間は、購入日時点を基準とする 【スポーツ用品購入費】 ○各種スポーツの専用道具（バット・サッカーボール等の専用道具、柔道着等の専用ユニフォーム、サッカーシューズ等の専用シューズ）の購入費・レンタル料・メンテナンス費用
			【各種講座などの受講料等】 ○大学（通信教育・夜間部・放送大学）や各種学校（専門学校等）での公開講座や科目履修のための入学金・受講料 ○各種通信教育の受講料・テキスト代（パソコン・書道・ペン字・油絵・写真・園芸等） ○各種講座・教室・習い事の入学金・受講料・テキスト代（パソコン、語学、書道、茶道、華道、音楽教室、絵画教室、陶芸教室、教養講座、カルチャー教室など） 【各種資格の取得】 ○資格取得を目的とする受講料・テキスト代・受験料（英語検定、簿記検定、パソコン検定、建築士、危険物取扱者、衛生管理者、宅地建物取引主任責任者、小型船舶免許、アマチュア無線、ホームヘルパー、気象予報士など） 【書籍の購入】 ○自己啓発活動のための書籍購入費（電子書籍は対象、学術専門以外の雑誌、週刊誌、漫画、写真集は対象外）
自己啓発	①自己啓発費	■	○フォーラム・講演会などの聴講料・参加料 ○長崎県婚活サポートセンター入会登録料 ○音楽、美術、書道、写真、華道等芸術活動の展覧会・品評会への出展料 ○囲碁・将棋等の各種大会参加料
	④イベント参加費	■	○ボランティア活動に要した交通費、宿泊費、保険料 （ボランティア活動に参加したことを証明する書類が必要） ○地域活動（非営利活動）に要した交通費、保険料
	⑤ボランティア活動費	■	○ホームヘルパー利用料、家政婦利用料、介護（通所・入所）施設利用料・通院に要する交通費、介護サービス利用料（6か月を超える長期利用を除く） ○介護用ベット、車椅子等介護用器具の購入・レンタル費（修理代含む）、在宅介護用の自宅内改装費、大人用おむつ、介護専用消耗品の購入費、 ※介護保険適用による自己負担分も対象とする
生活支援	①介護・看護支援費		○幼稚園、保育所、託児所、学童保育、病児保育の保育料、育児サービス、ベビーシッター利用料（いずれも一時預かりのみ） ○ベビーベッド、ベビーカー、チャイルドシート、ベビーラック、ベビーサークル、ベビーモニター、歩行者、おまる、抱っこ紐、おんぶ紐 ○紙おむつ、哺乳器具、搾乳機、おしりふき、ベビーソープ、ベビーローション
	③子育て支援費		○防災用品（防災用品セット、家具転倒防止器具、火災報知機、消火器、懐中電灯、防災用ラジオ、防災用持出袋、防水・耐火金庫等、ポータブル電源）の購入費 ○防犯用品（防犯カメラ、防犯ブザー、録画機能付きインターフォン等）の購入費
	⑤防災用品購入費		